

大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴って発生するテレビ受信障害に係る紛争を未然に防止するために必要な事項を定めることにより、地域住民の利便と秩序維持の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 住居系地域 法第48条に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。
- (2) 非住居系地域 住居系地域以外の地域をいう。
- (3) 中高層建築物 次に掲げる建築物をいう。
 - ア 住居系地域内の高さが10メートルを超える建築物
 - イ 非住居系地域内の高さが15メートルを超える建築物
- (4) 受信障害 テレビジョン放送の電波の受信を妨げられることをいう。
- (5) 電波障害専門技術者 社団法人日本CATV技術協会認定の第1級又は第2級CATV技術者及びそれに準ずる専門的な知識を有する者をいう。
- (6) 近隣関係者 中高層建築物の建築により受信障害を直接受けることとなる建築物の所有者又は居住者をいう。

(受信障害対策)

第3条 中高層建築物を建築しようとする建築主（以下「建築主」という。）は、電波障害専門技術者に周辺地域の受信状況及び受信障害の予測調査をさせなければならない。ただし、周囲の状況等により受信障害が生じるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 建築主は、前項の調査の結果、受信障害を生じるおそれがあるときは、近隣関係者と協議し、建築主の負担において、その障害の除去について必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 建築主は、第1項の予測調査に係る調査報告書の写しを法第6条第1項に規定する確認の申請書又は法第18条第2項に規定する通知に添付しなければならない。ただし、調査の期間を要し確認審査期間を過ぎてしまう等、やむを得ないと認められるものについては、建築物によるテレビ受信障害調査実施予定表（別記様式）を添付するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

建築物によるテレビ受信障害調査実施予定表

私は、次の予定建築物に関するテレビ受信障害調査を現在実施中ですので、後日報告書を提出いたします。

物 件 名	
建 築 物 規 模 (階数、高さ、棟数)	(階建) (m) (棟)
敷 地 地 名 地 番	
建 築 主	

テレビ受信障害調査実施業者
